

「子どもの人権110番」等を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 学校におけるいじめ事案(1)

小学生が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、不登校状態になったとして、親から法務局に相談がされた事案である。

被害者側と学校側の関係が悪化していたことがわかれたことから、法務局が間に入って両者の意思疎通を図るなどした結果、信頼関係が回復し、被害者の不登校状態が解消されるに至った。また、法務局は、被害者が所属する学級を対象として、人権擁護委員による「人権教室」を実施し、「思いやりの気持ち」などについて考えてもらう機会を設けた。

(措置:「調整」)

2. 学校におけるいじめ事案(2)

高校生である被害者の同級生から、被害者がいじめを受けていることを学校に相談したにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、いじめが継続しているとして、「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局は、学校に対して、本人との面談によるいじめに係る経緯等の確認と解消のための対応を働きかけたところ、生徒に対する見守り体制が構築されるに至った。その後、被害者の状況を確認したところ、いじめは解消し、学校で楽しく過ごしているとのことであった。

(措置:「援助」)

3. 学校におけるいじめ事案(3)

同級生からいじめを受けているとして、自殺をほのめかす内容の「子どもの人権SOSミニレター」()が中学生から送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、ミニレターが送付された当日中に、中学生が通う学校に情報提供を行い状況確認を行うとともに、関係する社会福祉施設とも情報共有を行うよう依頼した。

その結果、学校及び施設において、中学生に対する見守り体制が構築されるに至った。また、中学生から感謝の言葉が記載されたミニレターが法務局に送付された。

(措置:「援助」)

「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

4. 母親の子に対する虐待事案

中学生から、母親から暴力や暴言を受けているとして、「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局が中学生から事情を詳しく聴取し、中学生が虐待を受けている疑いがあることが認められたため、即日、中学生が在籍する中学校に対し情報提供を行った上で中学生の見守りを依頼するとともに、児童相談所に対しても情報提供を行い、その日のうちに中学生に対する見守り体制が構築されるに至った。

(措置:「援助」)

5. 養父による子に対する性的虐待

中学生から、養父から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所及び中学校に連絡した上で、学校を通じて中学生と面会し、被害状況を確認するなどしたところ、養父が中学生に性的虐待を行っている疑いが強く認められたことから、その情報を児童相談所等の関係機関と共有した。

そして、児童相談所は、中学生を一時保護し、その承諾を得て警察に通報した。

(措置:「援助」)

6. 学校における体罰事案

学校の教員から不適切な指導を受けたという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が小学生から送付され、調査を開始した事案である。

法務局で調査した結果、当該教員が自己の指導に従わない小学生らに対し、頭を教科書でたたいたり、暴力を振るう旨ほのめかしたなどの事実が認められた。

そこで、法務局は、当該教員に対し、その反省を促すため、本件行為が児童の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

(措置:「説示」「要請」)

7. インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

難病を持つ子どもの親から、自身のブログに掲載した子の画像等を悪意ある形で転載され、誹謗中傷する内容が書き込まれているとして、法務局へ被害が申告された事案である。

法務局で調査した結果、当該画像等は被害者のプライバシーを侵害し、又は名誉・信用等を毀損するものと認められたため、法務局がサイト管理者等に削除要請を行ったところ、ほぼ全ての画像及び書き込みが削除されるに至った。

(措置:「要請」)